

相続登記【料金表】

対象プラン	配偶者・子供・親 相続プラン	兄弟姉妹・叔父叔母 相続プラン
基本報酬／円 (税込・実費別)	88,000	110,000
申請書の作成	○	
不動産調査	○	
戸籍(相続関係説明 図)の確認	○	
戸籍収集	○	
相続関係説明図の 作成	○	
遺産分割協議書の 作成	○ (登記する不動産、現物・換価・代償分割) ※	
登記申請代理	○	
登記事項証明書の 取得	○	

※現物分割・・・不動産を現金化せずそのまま特定の相続人が相続する方法

※換価分割・・・不動産を売却して現金化した後に相続人間で分割する方法

※代償分割・・・特定の相続人が遺産を相続する代わりに、他の相続人に代償金を支払う方法



0120-338-991

ミカタ相続司法・行政書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ



◆プラン条件◆

- ① 基本報酬は、相続人が3名（例 妻、長男、次男）までの報酬です。
- ② 相続人間で遺産分割の内容が決まっていることが条件になります。
- ③ 戸籍謄本・郵送代・登記事項証明書の実費と登録免許税（評価額の0.4%）は別に必要です。

◆加算報酬◆

業務内容		報酬（税別）
相続人加算	相続人が4人目以降、相続発生時の相続人を含みます。	5,000円/1名
公課証明書の取得	道路評価が必要、納税通知書が無い場合に取得します。	2,500円/1通
上申書の作成	廃棄等が原因で必要な戸籍が揃わない場合	5,000円/1部
被相続人加算	不動産の名義人以外に亡くなった相続人がいる時	1万円/1名
代襲・数次相続 （省略可）	亡くなった相続人（中間者）の名義を飛ばして、中間者の相続人に直接名義変更できる場合	2万円/1名
数次相続 （省略不可）	亡くなった相続人（中間者）がいるが、一度その（亡き）中間者名義に変更する必要があるとき	基本報酬×0.5 /1件
相続人各別取得	例）父（故人）の自宅を長男が、長女がセカンドハウスを取得する場合	
複数管轄登記	1件目とは別の法務局に登記申請する場合	
共有名義（夫婦、親子、兄弟姉妹）	親族共有名義で親族全員が亡くなっている場合、2件目以降	
共有名義（夫婦、親子、兄弟姉妹以外）	親族以外の共有名義で名義人全員が亡くなっている場合、2件目以降	別に基本報酬×1 /1件
私道（持分）移転	道路部分も併せて名義変更する場合	2万円
不動産個数加算	10件以上	2.5万円/10件毎

◆オプション業務◆

業務内容		報酬（税別）
遺言書の有無照会	遺言書の有無を確認し、遺産分割協議の無効を防ぎます	2,500円/1件
疎遠な相続人への手紙・連絡窓口業務・	不明・疎遠な相続人に専門家が窓口として連絡します。（代償分割金の計算を含む。税別35万円～）	遺産×1%（代償分割3%）+連絡とる人数×2万円
抵当権抹消登記	完済した住宅ローンの担保を抹消します。	1万円/1件
韓国相続	韓国戸籍を取得 ※翻訳料・申告代行は別途費用	5万円
海外居住、外国籍	相続人が海外居住や外国籍の場合	3万円/名
死亡証明書取得	海外で死亡した人の死亡証明書を取得する場合	10万円/名

★お客様の準備物★

- ① 固定資産税評価証明書（固定資産税の納税通知書）
- ② 権利証
- ③ 遺産を取得する人の身分証明書（運転免許証）

①②は手元になければ不要です



0120-338-991

ミカタ相続司法・行政書士事務所

QRコード読込 問い合わせフォームへ

